

各 位

2018年12月25日
エーアイトラスト株式会社

行政処分に基づき停止している業務について

本年12月14日にお知らせ致しました通り、当社は、行政処分に基づき2018年12月14日から2019年1月13日まで金融商品取引業の業務を停止しております。これを受け投資家の皆様より、分配金が通常通りに支払われるかどうかの問合せを多数頂いておりますので、停止している業務と通常通り行っている主な業務を下記の通りお知らせ致します。

配当金の分配は、債権担保付ローンファンド（139号～146号、155号～158号）及び動産担保付ローンファンド（163号、165号～168号、170号～174号）も含めて運用中の全ファンドに関して2019年1月度以降も通常通りに行う予定でございます。

投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

(1) 業務停止命令に基づき停止している業務

- ・ファンドの新規募集に関する業務
- ・新規会員の募集に関する業務

(2) 通常通りに行っている業務

- ・貸付先からの利息金および元本の返済を受領する業務
- ・会員様への配当金の分配業務
- ・会員様へのファンド運用報告業務（運用報告書の発行業務）
- ・会員様向けの Web サイト（マイページ）の運営業務
- ・会員登録情報の変更業務

以上